再エネ特措法解体等積立金	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第15条の６第４項の規定により認定事業者から預かった解体等積立金を整理する。	［新設］
関係会社短期債務	［略］	［新設］
預り金	関係会社から預かった託送供給等約款、特定小売供給約款、最終保障供給約款、離島供給約款及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約の定めるところによる保証金並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の６第４項の規定により認定事業者から預かった解体等積立金を除く。	関係会社から預かった託送供給等約款、特定小売供給約款、最終保障供給約款、離島供給約款及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約の定めるところによる保証金を除く。
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電気事業託送供給等収支計算規則の一部改正）

第四条　電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の２．（１）中「（再エネ特措法交付金相当額を除く。）」を削る。

（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部改正）

第五条　一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「（再エネ特措法第二十八条第一項の交付金に相当する額から電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第二十一条第一号及び第二号に掲げる額を控除した額（以下「再エネ特措法交付金相当額」という。）を除く。）」を削る。

第四条第四項第八号、第九条第三項、第十一条第一項第二号、第二十一条第一項第一号及び第三十一条第一項第三号並びに様式第一、様式第二、様式第四、様式第五及び様式第九中「（再エネ特措法交付金相当額を除く。）」を削る。

（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の一部改正）

第六条　みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（営業費の算定）	（営業費の算定）
第三条　事業者は、営業費として、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、燃料費、使用済燃料再処理等拠出金発電費、使用済燃料再処理等既発電費（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十号）による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）附則第三条第一項の規定により積み立てるべきこととされた金銭に係る利息に相当する額を除く。以下同じ。）、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、消耗品費、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、託送料、事業者間精算費、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成	**第三条**　事業者は、営業費として、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、燃料費、使用済燃料再処理等拠出金発電費、使用済燃料再処理等既発電費（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十号）による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）附則第三条第一項の規定により積み立てるべきこととされた金銭に係る利息に相当する額を除く。以下同じ。）、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費、消耗品費、修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、託送料、事業者間精算費、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成